

伊方訴訟ニュース

第76号

1979年12月20日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-15第1神明ビル)
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780

2号炉第3回公判

法廷を圧す住民の声

「今でも絶対安全と云えるか」

12月17日、松山も12月半ばと思えない暖かさ。しかし、裁判所の真前に出来た「全日空ホテル」のおかげで、裁判所の庭にたむろする人たちの“日照権”は奪われ、うすら寒い。ミカン農繁期の中を、マイクロバスや自家用車でやってきた伊方や磯崎の人たちとともに、大阪や高松からの支援の人たちも入廷。傍聴席に空席が目立ち、警備員も戸迷った様子。

13時40分開廷。まず原告の近藤さんが立ち、前回中断された訴状の陳述を続ける。たたみかけるような独特の力強さで、スリーマイル島原発事故と比較しつつ、安全審査報告書に書かれている結構づくめの結論の空しさを追及する。圧力容器は絶対破壊しない、燃料棒は完璧、蒸気発生器も問題ないし、ECCSの性能も確認されている、などなど、一体どのような根拠でそんなことが云えるのか。また、考えられない事故があっても、ほとんど放射能が出ないというのに、どうしてスリーマイル島事故が起きたのか、と。

ついで広野さんが訴状の結論部分を陳述し、速やかに設置許可を取消してほしいと訴えた。訴状陳述が終わると裁判長は、「続いて準備書面を読んでほしい」と発言。それをきっか

けにつぎのような問答が続いた。

原告：当然被告は答弁書を読むのであろう。

被告：情勢の変化があったので、原告の準備書面へのものも含めて答弁する。

原告：情勢の変化というのは、この答弁書がまちがっていたということか。

被告：そうではないが。

裁判長：それでは答弁書を陳述しては。

被告：はい、陳述します。

原告：内容を全然陳述しないというのはおかしい。時間節約というのも問題だが、情勢変化のため陳述しないというのなら許せない。

裁判長：慣習として内容を全くのべなくとも陳述したことになる。疑問の点は釈明を求めてほしい。(7頁に続く)

控訴審第6回公判

1月31日(木)午前10時30分

高松高裁6階法廷

各地の原発でのスリーマイル島原発事故の前段階とも云うべき事故の続発と、推進派に手厳しい米大統領調査委員会の結論の発表で動揺を深める国側に、痛撃を与える弁論が展開される予定。

2 号炉訴訟

準備書面(原告1)(つづき)

第5 伊方原発の事故と四国電力の反住民的態度について

伊方原発1号炉、同2号炉は、ともにスリーマイル島原発と同型の、加圧水型軽水炉であります。そして今までに、美浜1号、同2号、同3号、大飯1号等、同型のところで起った事故をひき起しているのであります。やがて伊方原発2号炉も、運転されるようになりますと、他所の同型のもと同じような事故を起し、スリーマイル島原発のように、大事故が起ることは、必至とみなければなりません。私たち素人でよくはわかりませんが、自動車でも飛行機でも小さな玩具類のようなもので、同型で、設計が同じで、メーカーが同じであれば、長所も欠陥も共通しているのが常識というものでないでしょうか。アメリカで起っても、日本では起らない。関西電力で起っても、四国電力では起らないというのは住民を欺くための口実でしかありません。

ここで伊方原発一号炉のこれまでの事故と、事故に対する四国電力の対応は、伊方原発2号炉の今後において、重要な参考になると思うのであります。

1 昭和51年10月14日、核燃料の装荷作業中、ズサンな設計と四国電力のルーズな作業により、燃料体の制御棒16本が損傷するという事故を起したのです。しかし県に対する事故の報告は、14時間も経ってからという状態でした。

2 昭和52年7月19日、試運転中、ター

ビンの蒸気加減弁から、蒸気が噴き出すという事故を起し、運転を停止しました。この時も四国電力は、県に対する事故の報告を、事故発生後、5時間も経ってからしたのです。

3 昭和53年10月3日、定期検査終了後、わずか二ヶ月しか経っていないにもかかわらず、一次冷却材ポンプの軸受部から、強い放射能を含む一次冷却水が多量に流出する事故が起り運転を停止しました。この時も、11時間も経ってからやっと県に通報するという、でたらめぶりでした。

4 昭和53年12月15日、伊方原発1号炉で働く従業員の告発を受け、昭和53年10月末、運転再開をしたころより、一次冷却材にふくまれる放射能の濃度が異常に高くなり、又そこで働いている従業員二人以上が、大量の放射能を吸いこみ被ばくしたことが明らかになりました。そこで私たちは四国電力に対し私たち地元住民にも立入調査を要求したのであります。しかし四国電力は「一次冷却材の放射能濃度は正常の値を示しており、いままでに許容量以上の被ばく者は出ていない、現在百パーセント正常運転を続けている」と私たちの要求をケリ、強引に運転を続けていたのです。ところがその後、被ばくした従業員がいたことや、燃料棒にピンホールがあることがわかり、さらに百パーセント正常運転されていないことがわかりました。この時私たち地元住民がなぜ立入調査を要求したかと言いますと、念入りに定期検査をしたと言いながら、2ヶ月も経たないうちに一次冷却水

が軸受部から噴き出したり、運転再開と同じ頃一次冷却材のなかに高濃度の放射能が含まれていたことなどからみて、四国電力も通産省も、私たち住民が知らないことに、いい加減な検査しかしていないと判断したからです。被ばく者がいたことや、燃料棒にピンホールがあったことは、私たちの疑いが事実だったことを、間違いなく裏付けたという動かしがたい証拠です。

5 昭和54年3月から始めた定期検査で、たわみピン11本、支持ピン4本合計15本が損傷していることが明らかになりました。自動車と言えば、ブレーキにあたる所と言われるだけに、私たちは大きなショックを受けました。そして、またもや燃料体にピンホールが発見されたのであります。私たちが指摘していたにもかかわらず、四国電力では百パーセント正常運転をしている等と、私たち地元住民の前に事故の事実を隠してきました。

こうした四国電力、国に対して、はたしてどんな考えで私たち住民は信頼をもらいたいのでしょうか。信頼をもらいたい方が無理ではないのでしょうか。ここで私たちが指摘しておきたいことは、先ほども申し上げましたように、伊方原発1号炉でおきたことは、同2号炉で必ず起るといふこと。そしてそれは、スリーマイル島原発のような事故が起きることにも明白なことだといふことです。又四国電力の事故に対する対応は、事故が発生しても、数時間あるいは十数時間も「かくして」県や私たち住民に通報していません。そればかりか燃料棒が損傷し、高い濃度の放射能が流出しているにもかかわらず、百パーセント正常運転をしているといふ、私たち地元住民を欺

いてきているのです。さらに私たち地元住民ばかりでなく、国や県もだましてきたのでありますが、私たちのみるところ、四国電力は自分に都合の悪い事故やトラブルを常に「かくそう」とする体質であることも強調しておきたいのです。

第6 私たちは国の安全点検を信用できない

スリーマイル島原発の事故を機会に、我が国においても当然、運転中の大飯原発1号炉は停止され、定期検査中の伊方原発等を含め、徹底的に総点検が行なわれるものと思っていました。しかしながら通産省は、緊急点検は指示したものの、大飯原発1号炉の運転を止めようともせず、原子力安全委員会も「アメリカで起きて日本では起きない」とか、四国電力では「同型ではあるがメーカーが違うから大丈夫」といふ、この事故を深刻にうけとめている国民の顔を逆撫でするような不そんな態度をとったのであります。事故を起したスリーマイル島原発がバブコック・アンド・ウィルコックス(BW)社製であり、日本の加圧水型軽水炉がウエスチング・ハウス(WH)社であることからして、子供だましのようなことを言って、私たちをき瞞しようとしたのであります。しかし、同年4月11日米原子力規制委員会(NRC)は、ウエスチング・ハウス社製の原子炉について「安全確保の上から疑問のある設計がなされている」として見直しを命じたのであります。我が国は、このため大慌てでそれをうけるようにして同年4月14日、それまでの「原発安全宣言」を大転換して大飯原発の運転停止を命じ安全点検を行なわしめたのであります。大飯

原発1号炉はその後安全が十分確認されたとして、同年6月13日運転が再開されました。ところが、運転が再開されてから、僅か1ヶ月目の7月14日には計器用電源回路の事故により運転停止、僅か2ヶ月後の同年9月28日にも、大量の放射能噴出事故を起しました。更に重要なことは本年10月8日、関西電力の発表によりますと、発電機の圧力を検出している、負荷検出リレー回路に誤った信号が流れるという事故が起りました。又同じ頃、ECCS（緊急炉心冷却装置）の機器の一部に「ヒビ割れ」ができ、運転を停止するという事故が相ついで起きたことであります。このように関西電力大飯原発1号炉のように、スリーマイル島原発の重大事故を教訓として、2ヶ月にわたり入念に点検し、国も絶対大丈夫であると、太鼓判を押して運転再開をしたものが、なぜこんなにもろく、次々と事故を起してゆくのでありましようか。しかも、米原子力規制委員会が「安全確保の上から疑惑のある設計をされている」というECCSについても事故を起しているということは、原発が、欠陥だらけの機器で、いかに電力会社や国が安全点検を行っても、この欠陥を防ぎきることが出来ないという証拠であります。点検や安全確認は、地元住民が再開反対を強く要求しているのです、その目をそらす為に形式的に行ったとしか思えないのであります。こうしたことを見る時、私たちは国の安全点検なるものを、絶対信用することはできないのであります。

第7 国は私たちに欺いてきた

1 伊方原発の安全審査では、スリーマイル島原発のような事故は、全く検討していない

のです。スリーマイル島原発の事故が、なぜ起ったのか、どのような経過をたどったのか専門家でもはっきりわからないと言われております。まして私たち素人にはわかる筈はないのです。しかし私たち素人にもはっきりわかることは、伊方2号炉の安全審査において、このような事故を想定不適當事故として、検討していないことは確かであります。今度のスリーマイル島原発の事故は、二次系冷却系の小事故に端を発し、原子炉炉心の燃料棒の大破損から熔融まで招いたと言われております。今まで国はこのような事故のあり方について、想定不適當事故として、絶対あり得ないと言ってきたのであります。しかし私たちは過去において、伊方原子力発電所1号炉設置許可取消事件の審理のなかなどあらゆる機会に、スリーマイル島原発のような事故の可能性を指摘してきたところであります。指摘を受けていながら、なお想定不適當事故として、伊方原発2号炉の安全審査にあたり、全然検討していない等ということは、国が四国電力とゆ着して、原子力行政を私物化していると断定せざるを得ないのであります。このようにして行なわれた伊方原発2号炉の安全審査は、根本から間違いをおこしたものであり、根本が間違っているにもかかわらず、枝葉の部分をあれこれといじくっても、私たち地元住民を安心させる安全性を絶対に確保することは出来ないのです。したがって、この安全審査は、根本から間違っていることから、安全審査とは言えないのです。

2 国民を惑わす原子力安全委員会

スリーマイル島原発の重大事故について10ヶ月を経過した今日でもその原因はわからないということですが、恐らく永久にわからない

であろうと言われています。ところが、日本の原子力安全委員会は、この事故後の本年3月30日午後緊急会議を開き、約6時間にわたって事故の分析をしたその結果、同委員会の吹田委員長は「今度のような事故は、日本ではほとんど起り得ない」との発表を行い、内田委員も「米国のことはよくわからない。しかし日本ではあんな事故は起り得ないと言うことだ」と断言したのです。しかし考えて見ると全く変な話であります。緊急会議が行なわれたという、30日の午後は、同原発の事故が今後どうなってゆくのか、関係者はじりじりと焼鉄板の上に立たされているような気持ちでいたと言われる時に「日本では起らない」と何を根拠にそう言うことを言われたのでしょうか。内田委員の如きは「アメリカのことはよくわからない。しかし日本ではあんな事故は起らないと言うことだ」と言っているのであります。これはもう暴言としか言いようのない発言であり、科学者としても最も恥ずべきことであります。日本中の国民がかたずを飲んで事故の成り行きを心配しているのに、日本における原子力安全行政の総元締が「よくわからず」安全であると言うのは何事かと言いたいのであります。権威ある地位の者が、調査もせずは無責任な発言をして、国民を惑わすようなものは、原子力安全委員会ではなく、原子力不安全委員会と言っても過言ではないのであります。

3 原発の安全宣伝はインチキである。
スリーマイル島原発の重大事故により、国や地方自治体、電力企業が言ってきた安全宣伝が全てインチキであったことがわかりました。先に昭和53年6月9日、本件の訴状を提出したなかでも言っていますように、公害対策

基本法は、国は国民に対し、常に公害防止のための思想を高揚する義務を課しているのです。一般的な産業公害に対してさえ、このようにきびしく決められているのですから、他の産業公害と比較することが出来ないほど被害の大きい、原発公害に対し、公正な方法によって教育啓蒙をはかることは当然のことであると言われております。しかしながら、国や地方自治体は適切なる措置を講じていないのであります。当然行なわなければならない国や地方自治体が、公正な教育啓蒙はやらなかったが、四国電力やその関係団体は、金に糸目をつけずに宣伝活動を行ったのであります。「出たくても出れない放射能」とか、原発が出来ればその地方に、一大楽園が出現するのではないかと錯覚をおこすような類のパンフレットを大量にバラまいてきたのであります。又、電気事業連合会等、電力関係団体では、全ての大新聞に芸能関係や原子力発電に無関係のタレントを利用し、誤った安全宣伝文を掲載したものを、何度もなんども出したり、四国電力は、西宇和郡・八幡浜市は勿論、広く愛媛県一円の社会教育団体、社会福祉団体を勧誘し、マイクロバス・食事まで用意して、原発の視察をさせ、誤った安全宣伝をくり返し行ってきたのであります。今日原子力発電の安全性について、きびしく言われている時、物品を供給しての安全宣伝に対し、国や地方自治体は、黙認あるいは助長するが如き態度でありました。それと言うのも、スリーマイル島原発のような、欠陥をもつ原子炉を、安全であると言う決定をしたことに責任があると言わねばなりません。公正な原発の教育啓蒙を行わず、誤った安全宣伝をして、私たち地元住民はじめ、多くの国民に

誤った判断をなさしめたのであります。このことが、貧しいけれど平和な町の、公序良俗を乱し、住民同士を対立抗争においやり、地方自治の基盤をも揺がせてきたのです。ファッション的な軍事体制に優るとも劣らぬ状態をつくり出した責任は大と言わねばなりません。

第8 原子力発電は絶対安全でなければいけない。

伊方原発を建設する当初は「原発は安全無害」とか「絶対安全」とか、四国電力は勿論であるが、国や地方自治体がすすんで地元住民に言ってきたのであります。昭和47年11月17日、伊方原発1号炉の安全審査の結論を出すという日に私たち地元住民は原子力委員会を訪ね、内田審査委員に対し「地元住民の立場にたって、公正な判断を出してほしい」とお願いしたのであります。この私たちの話しについて、内田審査委員は「私らは地元住民だけでなく、全国民にかわり公平な審査をしたのである。原子力発電は絶対安全だから地元の皆さんに心配をかけるようなことはない」とこう答えられたのであります。しかしながら、その後各地の原発で事故が続出し、伊方原発においても、度々、事故を起こすようになったので、この内田さんも、いつのまにか、私たちに約束をした「絶対大丈夫」「絶対安全」をひるがえし、「絶対安全はあり得ない」と開きなおっているのであります。特に国は、スリーマイル島原発の重大事故以来、説明会などでも「ほとんど安全」と言うようになってまいりました。しかし私たちは「ほとんど安全」ではいけないのであります。なぜなれば、原発は他の公害と違い、

一つまちがえば、そこで働く従業員も地元住民も、地域社会丸ごと破壊させる放射能と言う毒をバラまくからであります。

昭和54年8月10日、伊方町議会は、スリーマイル島原発の事故によって、定期検査を延長して点検をしていた伊方原発1号炉の、運転再開の是非をめくり審議した結果、「絶対安全」を条件にしているところであります。しかし私たちは、10年余の反対運動を続けてゆくなかで、又各地の原発事故、さらにスリーマイル島原発の重大事故を見る時、「絶対安全」はあり得ないと考えているのであります。今や原発は、安全でなく危険であることが常識となっているのであります。そして事故が起るたびに改善されたと言われていきます。しかし、又事故は起ります。これはつまり欠陥製品であり、根本的に事故を起すようになっているからである。根本的な欠陥をもっているのが、今の原発であれば、私たちの言う完全撤去以外に安全はあり得ないのであり、これは常識であり、まことに妥当な方法であります。

第9 むすび

伊方原発1号炉、他の加圧水型軽水炉の事故を見る時、度々起してはいるがまだ大したことはないと言われるかも知れません。しかしこれらの加圧水型軽水炉の事故は、一つまちがえばあのスリーマイル島原発の事故、いやそれ以上の事故になることは、もはや常識になっているのであります。そして、今建設中の伊方原発2号炉も、やがて運転されるようになると間違いなく事故を起し、1号炉と加え私達の住む地域社会を悲

惨なものにさせることは、間違いのないところであります。たとえ、四国電力の原発に働く従業員が、特攻隊の精神で運転にあたったとしても重大事故は間違いなく起るのであります。

国や四国電力がほんとうに私たち地元住民の安全を希うのであれば、根本的に間違いをおこしている安全審査を取消し、原発を完全に撤去する以外に、私たち地元住民の安全はないことを強く訴えるものであります。

それが、今から30数年前、広島・長崎に原発が投下され、多くの人々が死に、傷つき、今なお放射能の害に苦しんでいる人達がいる日本国民の良識ではないでしょうか。

昭和54年10月29日

原告 川口寛之
 同 大澤肇
 同 廣野房一
 同 大澤喜八郎
 同 堀内義雄
 同 堀内長好
 同 奥本繁松
 同 山内寅市
 同 山内博文
 同 浪下繁春
 同 根来兵衛
 同 井田与之平
 同 井上常久
 同 斉間満
 同 橋本博幸
 同 近藤誠
 同 大野富夫
 同 平井盛重
 同 西園寺秋重
 同 榊本吉太郎

原告 久田敦
 同 阿部弘行
 同 梶原進
 同 岡崎吉夫
 同 矢野濱吉
 同 兵頭慎平
 同 寺岡幸治
 同 西村州平
 同 鎌田建一郎
 同 大汐健二
 同 佐伯森武

松山地方裁判所

御 中

(1頁から続く)

原告：どうして裁判所は国の肩ばかり持つのか。2号炉の安全審査はこのように正しかったと、どうしてこの場で云えないのか。

被告：裁判長は原告の発言を抑えていないのだから、肩を持つというのは当然ない。

原告：あんたは何の立場でそんなことをいうのか。余計なことは云うな。

原告：それでは質問する。スリーマイル島事故後の運転再開に当って説明に来た国の係官は、「絶対安全とはいえぬ。ほとんど安全」といっていた。また四電のPR館でも係員は、「絶対安全の神話は崩れました」と云っている。答弁書には、「住民には絶対に迷惑をかけぬ」と書かれているが、矛盾しているではないか。

原告：質問しようにもできない。答弁書では、34項目のうち24項目に、「争う」と書かれているだけではないか。

裁判長：一べんに答えよといっても無理だろう。これから双方とも、だんだん意見をのべ合って行けばいい。

被告：さっきの質問は釈明なら調書にとっ
てほしい。

裁判長：質問の内容は、これから争ってい
くことだから、意見表明でよいだろう。

原告：そんなに陳述したくないのなら、時
間がないので、我々の準備書面を陳述する。

こうして、スリーマイル島原発事故をふま
えた原告準備書面(1)(先月号からニュース
に連載)の陳述に入る。広野、齊間、大汐、
平井の4原告が、補促説明を加えながら、原
告団でまとめあげた、分かり易くて核心をつ
いた書面を読みあげる。

ついで7名の原告が提出した各人の準備書
面(次号ニュースに掲載予定)の陳述に移る。

まず井上さんが立ち、長年、3ヘクタール
のミカン園をやってこられた経験をふまえて、
原発が来てから、ミカンの町の伊方が電力の
町となり、物心ともに荒廃したこと、とくに
スリーマイル島以後は、寝ても覚めても、も
し事故があったらと不安に襲われていること、
そして、防災計画というが、どこへ、どうし
て逃げたいのか教えてほしいということ、
などを切々と訴える。

ついで磯崎の鎌田さんが漁民の立場から、
船の上で働く我々にどうして事故を知らせる
のかと、また寺岡さんと西村さんは、事故で
海が汚染した時の恐怖と、国や四電が事故は
起らないと云っていることが事故に対して無
防備にしている不安とを、ともに実感をこめ
て訴える。また近藤さんは、スリーマイル島
事故は「原子炉は溶ける」ということを示し、
被告の空約束なのでためさを明らかにした、
と、また広野さんも、原発は危険ということ
が世界的に確認されたと強調した。90才の
高齢のため出席できなかった井田さんの書面

は、「本人訴訟だから代読は認められない」
と、裁判長から横槍が入ったため陳述できな
かった。

つぎつぎと立った原告の、それぞれの生活
に根ざした不安と怒りの訴えは、夕闇の訪れ
始めた大法廷中に、息苦しいほどの緊迫感を
みなぎらせていた。被告席に居並ぶ連中も、
1、2名がメモをとる以外は、椅子に沈んで
住民の声の圧力に耐えているかのようであっ
た。新聞記者席でも、うなずきながらメモを
とる姿が目立っていた。

今回は3月3日午後とし、スリーマイル島
原発事故に関する答弁書を被告が提出し、原
告によく分るように、口頭で概略を説明する
ことをきめ閉廷。裁判所前で、年送りの「ガ
ンバロー」で来年の健斗を誓い合う。(Q)

会計報告 ('79.11/16~12/15)

収 入

会 費	122,000
ニュース購読料	69,100
準備書面売上金	55,000
カンパ	83,400
コピー代金	13,600
計	343,100

支 出

ニュース印刷代	22,500
郵送料	7,920
振替手数料	1,605
資料費	480
コピー料金	44,000
準備書面印刷代未払分	240,000
計	316,505

差 引

26,595

(借入金返済に充当)

借入金合計

446,479